

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日時 令和2年1月22日（水）午前10時00分～午前10時40分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、小林委員、小堀委員、高橋委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び自然との触れ合い活動の場に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	・(仮称) 有楽町一丁目計画建設事業	令和元年 11 月 28 日
	・(仮称) 八王子高尾商業施設計画	令和元年 12 月 9 日
2 変 更 届	・東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和元年 11 月 25 日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第11回総会
速 記 録

令和2年1月22日（水）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

(午前 10 時 00 分開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 15 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、令和元年度第 11 回総会の開催をお願いいたします。本日は、傍聴の申し出がございまして、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 11 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

最初に、「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○齋藤第一部長 それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それではタブレットの 3 ページを読み上げさせていただきます。

令和 2 年 1 月 22 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

4 ページをお願いいたします。

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和元年6月26日に「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については次の5 ページ目でございます。4 ページに戻ります。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること。

以上でございます。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、令和元年6月26日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から5件の意見書の提出がありました。

また、関係市長である立川市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、3名の方から公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、小平市中島町2番1号に位置する既存のごみ焼却施設を撤去し、新しいごみ焼却施設を建設するものであり、対象事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について住民から懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うことを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めることを求めるものでございます。

次に、自然との触れ合い活動の場の意見ですが、計画地周辺には玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減することを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 大気汚染のところで、煙突の高さを変更することの経緯について十分な説明を行うことというコメントがありまして、私もこの点は非常に重要な点だと思っております。ほかの、他県の配慮書などを見てみますと、煙突の高さの比較などが複数案として出されていたりしていますので、そのような手法なども必要に応じて考えながら適切なリスクコミュニケーションのようなやりとりを地元の方とされていくといいのかなと感じました。

○柳会長 何か事務局からありますか。

○森本アセスメント担当課長 貴重な御意見、御指摘、ありがとうございます。今いただきました趣旨も事業者に伝えまして、評価書への反映に調整してまいりたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

31 東環審第 48 号

令和 2 年 1 月 22 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案について (答申)

令和元年6月26日付31環総政第213号(諮問第499号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどと変更はございません。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま朗読しましたとおり知事に答申することいたします。

それでは、次に受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、受理関係について報告いたします。お手元の6ページをご覧ください。

事後調査報告書が2件、変更届1件を受理してございます。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、受理報告にかかわります助言事項について説明させていただきます。7ページをご覧ください。12月受理報告に係る助言事業一覧となりまして、7ページから10ページにまとめてございます。

先月、12月は事後報告では、5つの事業に合わせて13件、変更届では2つの事業にそれぞれ1件ずつの助言事項をいただきました。事業者から回答ございましたので報告します。なお、助言事項のうち事業者の取組を評価するものについては説明を割愛させていただきます。

それでは最初に事後調査報告書、事業名「西品川一丁目地区再開発計画」(工事の施行中その3)になります。

土壌汚染の1番ですけれども、土壌汚染としては78ページに工事の施行中、その1、その2において報告済みであると記載されているが、そもそも今回の報告書に載せる必要があったのかと。齋藤部会長から追加で当日助言をいただいたものになります。

事業者の回答ですが、土壌汚染については、事後調査計画書において工事の報告の都度

御報告することとしていたため、対策が完了済みであることを報告させていただきましたという回答です。

続いて、地盤ですが、No.3 と No.4 は平成 29 年 8 月に実施されたアスファルト切削工事により亡失したと説明されています。①として、累積変動量を前月と同じとしていますが、この理由を説明すべきです。また、累積変動量も平成 29 年 8 月以降と、それ以前で分けて新旧観測点が区別できるように記載した上で、調査結果を評価すべきと考えます。②として、新観測点選定の妥当性について説明を追記すべきと考えます。

これについての事業者の回答ですが、①については、観測点の亡失は掘削工事の終了から約 1 年が経過した時点で起きており、その間、地盤高に著しい変動が生じていないことから、地盤高が変動する要因はないものと考え、前月と同じ累積変動量としていました。御指摘のとおり、工事の完了後の報告においては新旧観測点を区別して記載させていただきます。

②については、新観測点選定については旧観測点から近く、同様の地層上の地点としましたというものでございます。

水循環についてですけれども、No.1-1、No.2-2 は誤って喪失したと説明されています。①本文やグラフにおいては、新旧観測井の違いが分かるように記載すべきです。②本計画では、長期間の欠測は各工事の影響把握や対応に支障をきたすことも考えられます。再発防止のための十分な措置を講じていただくべきと考えます。

これについて事業者の回答ですが、①については、御指摘のとおり、工事の完了後の報告においては新旧観測井の違いが分かるよう記載させていただきます。②については、工事の完了後の調査においては、長期間の欠測が生じないよう、地下水位計のデータ回収を定期的実施していますという回答です。

8 ページ、事業名「株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業」（工事の施行中その 2）でございませう。2 つ目の水質汚濁についてですが、場外に汚濁水は流出していないとのことですが、台風などの大雨の際にも調整池が機能しているということでしょうか。また、水質汚濁の項目にも汚濁水が流出していない点を記載したほうがよろしいかと思ひます。

これについて事業者の回答ですが、荒天時を想定した汚濁水が流出しない洪水調整池の設計、設置を行ってひます。今後も定期的な洪水調整池の浚渫管理を徹底するとともに、豪雨が予想される場合には、事前に場内排水路、洪水調整池等の整備を強化して、汚濁水の流出防止に努めてまひります。

なお、次回からの事後調査では、水質汚濁の項目においてもその旨がわかる記載とします

という回答です。

続いて、「杉並清掃工場建替事業」（工事の完了後）でございます。

騒音・振動についてですが、騒音の測定結果の一部が規制基準値を上回っています。今後の対応がおざなりにならないように注意が必要だと思います。今後、施設内機器のメンテナンス・更新の機会には、騒音低減対策の実施を検討するように努めてください。

これについての事業者の回答ですが、施設の稼働に伴う騒音の影響については今後も注意してまいります。また、機器メンテナンス、更新の際には対策を検討するよう努めてまいりますというものです。

次に、廃棄物についてですが、再資源化率が低いですが、ほかに対策は検討していないのでしょうか。灰溶融施設の再稼働の見通しはないのでしょうか。

これについて事業者の回答は、現在のところ灰溶融施設の再稼働の見通しはございませんが、主灰のセメント原料化を推進してまいります。

廃棄物の2つ目ですが、灰溶融処理を休止していることで資源化率が予測に比べて大きく下回ることとなりました。今後、より環境負荷の小さい資源化や処理処分の方法を検討していただきます。

これについて事業者の回答は、主灰のセメント原料化を推進してまいります。また、飛灰の資源化等の新たな取組みに努めてまいりますという回答です。

続いて、9 ページ、「東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業」（工事の施行中その5）でございます。

騒音・振動の1つ目、苦情対応において、対応結果に「理解いただいた」という記載が多いのが気になります。その後のフォローはどのようなのでしょうか。

これについて事業者の回答は、苦情は別々の方々からのものが主であり、寄せられた期間も約1年半にわたって分散し、短期間に集中していませんでした。なお、苦情のほとんどが、夜間作業において突発的もしくは短時間に発生する音でしたが、その都度、作業方法の見直しや工夫、騒音低減対策により、周辺環境を改善したことで御理解をいただいたと認識しております。今後も引き続き、周辺環境に十分配慮して事業を進めてまいります。

騒音・振動の2つ目、生活環境の近傍における工事であり、今後も夜間作業があるのであれば、引き続き十分な配慮の上、実施していただけたらと思います。

これについて事業者の回答は、夜間工事に際しては、今後もこれまで同様、十分に配慮した上で工事を行い、周辺環境への影響を少しでも低減するよう努めてまいりますというもの

です。

続いて、事業名「(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画」(工事の施行中その 3) でございます。

廃棄物についてですが、廃棄物の混在する建設発生土について、「運搬した」とだけ記載されている箇所が幾つかあるが、「運搬して適正に処理・処分した」と最後まで記載すべきではないでしょうか。また、再資源化率が「-」となっていますが、最終処分しているのであれば 0%と記載すべきではないでしょうか。

これについて、事業者の回答は、「運搬した」という記載につきましては、次回から御指摘のとおり記載させていただきます。また、再資源化率につきましては、予測を行っておりませんので、「-」と表記いたしました。次回以降の事後調査報告書においては「0%」と記載しますというものです。

続いて、変更届です。事業名「都営長房団地建替事業」です。

こちらについての助言事項ですが、今回の変更届では、「他のプロジェクトにおいて開発・運営維持管理を行うことにより、計画区域から除外される」としてありますが、具体的な計画が決まった後に検討を行うべき地域ではなかったのですか。

これについて事業者の回答ですが、今回、計画区域から除外したのは、都営長房団地の立替により創出した用地を活用し、生活中心地の形成を図る「八王子長房地区まちづくりプロジェクト」の区域等となります。本プロジェクトは、事業者を募集してスーパーマーケット等の設置や、医療や介護のサービスを提供するものであり、条例の対象である「住宅団地の設置」の区域から除外されるものと考えます。なお、現在、事業計画が未定な区域については、現時点では予測の見直しの有無を再検討することは困難であり、今後の事業計画が定まった時点で、条例に従って必要な手続を行ってまいりますというものです。

最後に、事業名「株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業」の変更届についてです。

なぜ、このタイミングで変更届が出されているか疑問に思います。表土の処理については問題なかったのでしょうか。

これについて事業者の回答は、旧事業者が掘削区域内に堆積していた土砂の量を事前に把握できず、処理にどの程度の期間を費やすのか予想ができませんでした。今回、処理が終了し、事業の延長期間が明らかとなったため、変更届を提出しました。なお、土砂は全て事業区域内に仮置きしており、今後、埋め戻し材として活用しますということです。

以上、12 月にかかります受理報告にかかる事業者の回答を御報告させていただきますし

た。

続いて、11 ページをご覧ください。1月の受理報告に係る助言事項の一覧を11から12ページにまとめております。12月は事後調査報告書では2つの事業に、合計7件、変更届では1つの事業に2件の助言事項がございました。

1月についての報告は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に12月分受理についての報告について意見を言った方は何かコメントはありますか。これでよろしいでしょうか。

○池本委員 杉並清掃工場の廃棄物のところで、おそらく私がコメントしたところかと思いますが、灰処理の資源化を考えてほしいというようなところを回答としていただいているのですが、必ずしもエネルギーを投入して温室効果ガスをたくさん排出して、飛灰の資源化だけをどんどん進めてほしいという趣旨でコメントさせていただいたのではなく、環境負荷全体を考えて好ましい方法を考えていっていただきたいという、東京23区清掃一部事務組合さんはそのあたりは事業を常に、色々な建替え、廃止、建設、計画と常に行っているものですから、そういったところをこれからのことを考えながら行っていっていただきたいという趣旨でお伝えしましたので、必ずしもどんどんやってほしいということではないということ御理解いただけたらと思います。

○森本アセスメント担当課長 ありがとうございます。今いただきましたことについてですが、重ねまして事業者に先生の今おっしゃった趣旨については伝えたいと思います。

○柳会長 ほかにお気づきのところはありますか。

それでは、1月受理報告に係る助言事項についての提案された委員の方から説明をお願いします。森川委員、池本委員、高橋委員ということですが、まず、事後調査報告書の各事業名ごとに意見説明をお願いします。

○森川委員 有楽町の事後調査案件で、地下駐車場を供用することによって大気汚染物質が車から出るよということですが、その調査をした地点が敷地境界付近ということで書かれていたのですが、駐車場の換気口の近傍なのだろうなと思ひまして、そこをそういう書き方のほうがいいのではないかなという意見を書いております。

SPMの計測というのは結構大変で、ここでは公的な大気汚染の常時監視局のデータを使っているのですが、NO₂に関してはきちんとやっております、発生源としてはNO₂もSPMも自動車ということで考えれば問題はないかなと思ひまして、そこはよいのではないのでしょうか

という、それはコメントです。

○柳会長 続いて、池本委員、どうぞ。

○池本委員 自動車交通量の調査日を記載していますが、予測は悪条件側で行われたと思いますが、今回の事後調査報告の中では必ずしも大気汚染濃度が高い日とは交通量調査日が一致していないというふうに感じました。それから、この交通量の調査結果と予測条件と比べて交通量が少ない、交通量が予測条件に比べて少ないというような考察をされていると認識しました。なので、そこが実際として例えば火曜日から水曜日というのが、一番悪条件側で予測条件と比較したのか、ちょっと疑問に思いまして、本来であれば、結果としては異なる可能性もあるのですが、最も交通量が多い日を目指して調査を行ったというようなことがどこかに記載されていれば、まだ話としては納得できたのですが、そういったことがなく、たまたまこの日だったのかなというようにも感じたので、そのあたりの記載が必要ではないかと感じました。

○柳会長 続いて、事業名として「(仮称)八王子高尾商業施設計画」(工事の完了後)ですが、これについては5件の助言事項が提案されております。

まず、全般について池本委員から説明をお願いします。

○池本委員 八王子高尾商業施設計画につきましては、私は現地に行かせていただきまして見させていただきました。その際に、隣に小学校があり、たしか交差点のはず向かいぐらいのところ、今回の事業ほどではないのですが、それなりに大きい商業施設があって、そことの交通量との調整が必要ではないかというような話題も出ていたかと思います。

したがって、そういったことをされていたのか、されていないのか。ここの事後調査の報告書ですと、交通誘導員の配置によって交通量が通常状態になるまで、そのような対応で渋滞の問題は解消されたという記載があるのですが、実際、先ほど述べたような対応をされているのであれば、そのようなことも記載しておいたほうがいいのかと感じたものです。

それから、隣の小学校との対策などもあったのではないのかなと思いましたので、そのあたりをあわせて記載されたほうがよろしかったのではないかと感じたものです。

○柳会長 続いて、大気汚染について森川委員、どうぞ。

○森川委員 私も池本委員と同じく、ここは見学もしましたし、意見を聴く会のほうにも出席させていただいて、印象にあったのが、交通量が増えて、それによって環境が大きく変わることに懸念が寄せられていた事項だったので、大気汚染ということで挙げているのですが、池本委員と同じように交通の関係に関しては今後も気をつけていただきたいと思います。

と、あと、大気汚染については意見というよりはコメントですが、大気汚染そのものに関してはそれほど状況は悪くないということで、いろいろな現場の対応をしていただけるとよいかなと思いました。予測についても、根拠について交通量が思ったよりは少なかったということでしたけれども、予測で使っているバックグラウンド濃度よりも実測のほうも低くなっていることも記載していただければよかったですかなと思ひまして、コメントいたしました。

○柳会長 次に騒音・振動について高橋委員、お願いします。

○高橋委員 騒音・振動に関してですけれども、一部なのですが、騒音・振動の予測値と、この報告書に出ている事後調査の測定値の差が結構大きなものが幾つかありました。その理由として、工場騒音や児童の声あるいは建物の反射音の影響等が考慮、うまくできなかったということが書かれているのですが、実際、アセスメントの審議の過程では、こういう事後報告という形で予測値と事後の測定値の比較をすることを最初から念頭に置いていただいて、その上で予測が難しいものはもちろんあるのは仕方がないのですが、多少推測を交えた予測でも構わないので、できるだけ現実的な予測値になるような努力をしていただいて、できるだけきちんとした比較ができるようにしていただきたいと思ひます。

○柳会長 騒音・振動には池本委員からも意見がついておりますが、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 この青色の冊子の 72 ページについて感じた点をコメントさせていただいたのですが、72 ページの表 7.2-11(2)では、表の中で網掛けがしてあるところが規制基準を上回っているというような記載で、かなり上回っているのだなというふうに感じて、それで考察を 70 ページのところで見させていただいてきました。70 ページの 7.2.5 の(1)の文章の 3 段落目がそれに該当するのかなと思ひのですが、騒音レベルの最大値は暗騒音の影響により予測結果及び規制基準を上回ったがということで、まず、72 ページの幾つか気になるのが、最大値とここで記載しているのが L_{A5} というのが、イコールではないのではないかというふうに感じていまして、どちらが本当なのかなというふうにまず感じました。最大値は最大値で、 L_{A5} というのは 5%値だと思ひますので、それが例えばこの騒音レベルの L_{A5} の表の列の値が最大値だったらこれぐらい超えている、例えば異常音とかがあってそういうことなのかなと感じたのですが、 L_{A5} だとまた話が違ふのかなというふうに感じて、その辺がよくわからなかったのが 1 つです。

それから、もう一回、70 ページの文章で、暗騒音の影響により上回ったと書いてあるのですが、暗騒音の影響というのはよくわからなかった。 L_{A95} を除いて、その差が暗騒音なの

かなというところなのですが、その暗騒音の内容というか、それが例えば場合によってはカットして考えてもいいのかなと感じたりもしまして、もう少し丁寧な考察があってもよかったのかなと感じたものです。

○柳会長 続いて、廃棄物についても池本委員からコメントがついておりますのでお願いします。

○池本委員 続けて失礼します。120 ページなのですが、表 7.8-4(1)で、その他リサイクル品という一番左の列でビン、ビニールの予測結果の一番右の再資源化率が全て 100%になっています。ほかも含めてそうなのですが、実際事後調査結果としてはビンが 88%、ビニールが 93.7%という結果でした。これに対してどのような経緯でこのようになったのかということの記載が少し足りなかったのかなと感じまして、特にビニールは固形燃料なので、結構資源化しやすいのかなという方法だったので、ここが下がったのが混廃でもない形だと思いますので、そこはもう少し丁寧な記載があってもいいのかなと感じたものです。

○柳会長 次に変更届ですが、「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」についての助言事項が 2 つついております。大気汚染については森川委員、騒音・振動については高橋委員からついております。それぞれ説明をお願いします。

○森川委員 大気汚染ですけれども、工事の期間や建設機械の稼働状況が変更されるということで、工事が進んでいって、計画が変わることはよくあることですのでけれども、結果は変わらないということで確認はしましたが、当初予測してきたときと、今回変更届に当たっている条件が変わってきたということは、全部更新して改めて予測をしたということになっていまして、ただ、その排出量が減りますよということなのですが、建設機械そのものの原単位、1 台当たりどれだけを排出物が出ますよというのを、これも更新した結果を使っているのですが、原単位というのはいろいろな機械がたくさんある中で、同じ種類の機械であっても、その平均値という捉え方をしますので、ここの工事による大気汚染への寄与が高いのは変わらないので、引き続き、新しい機械を使っただけとか、そういう提言をしていくことは努めていただければいいなと思ひましてコメントを入れました。

○柳会長 それでは、騒音・振動について高橋委員、お願いします。

○高橋委員 騒音・振動に関してですが、計画変更された後、騒音や振動の最大レベルにはほとんど変化はありません。ただ、もともと変化はないと言っても、どちらにしても、評価指標、勧告基準ですが、ぎりぎりまで下回っている程度です。しかも、変更することによって工期自体が延びるということで、周囲への影響する期間が延びるということもありますので、

常に騒音・振動のレベルをモニターしながら工事を進めていただく必要があると感じました。

○柳会長 ありがとうございます。

1月受理報告に係る助言事項ですが、事後調査報告書2件と変更届1件について事前に意見をいただいたものを紹介させていただいておりますが、本日、何かお気づきの点で追加的に助言事項としたいという御意見があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま説明がありました内容について審議会からの助言事項とすることによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、特に御発言がないようですので、事業者に助言事項をお伝えください。受理関係についてはこれで終わりにします。

そのほか何かございませんでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。

傍聴人の方は御退場をお願いします。

(傍聴人退場)

(午前10時40分閉会)